

神戸市須磨区潮見台町1-3-1

赤木真澄方

日本ニコミセンター

郵便番号 654

月2回(1日・15日)刊日誌

直接購読(送料含)

10号分200円

一部 20円

Meta

われらすべてに墓石はいらない <神大広報> 批判

前号で予告した神戸大教養法報22号の批判がここでうまくできるかわからない。その理由のひとつは、A広報22号の内容紹介をするより現物を手にとってもらうべく用意しようとしたが、学生うしかも父兄にしか郵送しておらず余分もちらの手に入らないという状態であって断念したことである。もうひとつの理由は、十月一日の新聞報道にあるように松下清郎の懲戒免職処分が評議会でより決定したことである。

わたしはここで、これらの事実に対して、A広報22号V10頁に掲げられる写真に写っている落書きを示すのみで、落胆してしまおうべきでない。その写真は八入立入禁後破壊された日一〇九教室の惨状(45年3月中旬)と題して、教室最前列の机の表面に八よおやるVと大書して白いペンキが教壇に向って叫んでいる風景をうつしだしている。まったく八よおやるVではないか。

A広報22号Vに示される執筆者「編集者」先行者の全過程は両りはてている。その愚劣さは真実を覆いつくすものではないが、つまり、神戸大学当局は八社の前に水Vという場面を展開して、国家秩序のためになんでもやると言っ

てきているのであり、しかもこういう場面に登場した八反動的Vな教官たちのなかには、八民主的V八反国家的Vといわれたこともある教官もいるのである。(註②)

A広報22号Vはこんな教官はなげないためめざめないの暴言を言っているが、厨合せた教官はその暴言を取り消すか、さもなくば暴言に責任をもつため学部、氏名を名のれとつめよった。しかし暴言を取り消さず、氏名も明かさずに立ち去った。

(A広報22号V註③)

A広報22号Vはこの場合具体的な名前が存在させられていない。ただわたしは省略しただけである。ここではどうしてこんな八暴言Vをほいたのだろうか。A広報Vによれば次のようである。つまり、後になって起訴された学生のひとりがかつて起訴された学生のひとりがかつて起訴された学生のひとりがかつて起訴された学生のひとりか。この供述を証拠に自分に対する逮捕状を請求したという後者の言葉が真実と考えてよいが、②あなた自身がたちを告訴したと考えてもよいか、と質問して部長が、①の件について八現段階では答えられないV②について八私が告訴したのなら逮捕されたのは君たち三名に止まらなかったらVと答える、というような場面が前の八Vの八暴言Vより先にあったのである。どう考えても、教養部長の言葉こそ八暴言Vではないか。八現段階でVとほまはまったく責任をとっていないではないか。

だから八Vが「なぐらないとめざめない」と言ったのは決して八暴言Vでもなんでもない。にもかかわらず八暴言Vだと告げ、しかも前の放つ八責任道とVを告げて、それでA広報Vは「大学がどうあるべきか、大学人に正し

い批判をしてみようという資料を提供しつづけてきた。——」などと言うわけである。だが、こんな愚劣さを許しているのだ。しかも大学当局は国家の財産損失(資料所)検査と協力し、松下清郎を起訴(五月二十三日)しているが、今回の処分と同様に、かれらの思想は益固にみちみちたれている。(註④)すなわち、彼ら権力側の思想からみちみちられる言葉は八思想を対象にしない、違法な行為を起訴するのであるVではない。これは国家の刑罰権限のセリフと同じだ。それはどのような色彩の思想も表現も単色の八一般的見地Vによって刑罰所へ叩きつけてしまうのである。

八一般的見地Vとはあまいではないかと訝しがるなら、あなたはそこからねじれた空間をたどって、苦悶する表現の世界へ行くべきである。そこでは一切のものが持ち出さず、神大当局にそれが見出さなかったし、その先もわかっていなかったのだから。八一般的見地Vのあまいまじさは、国家たる幻想の共同体の本質をさしこめるのくらしや思想に對峙するのをかたがたし、支配していかねばならないが、そのためにはインテリゲンチヤな八一般的V八社会人Vの八見地Vを水準におかねばならないのである。

しかしこういう現実を単色の八見地Vでみるだけなら、あなたは八衝くV必要さえないで、考える必要さえない、……と神大当局はわたしたちに告げて、……と大言不ばする。彼らの思ひがけない意図をひきだしたものに、彼らはわずかも感謝すべきだ。そして、これら一切のことからは、表現を進めるための苛酷な競争をわたしたちに見せつけているのである。

松下清郎の表現論によって、起訴状にあるいは処分理由書に書かれた事柄は実にはささいなことではない。ある大学の秩序を妨害したのではなく、表現の世界の顛覆を進めているのだから。罪ははるかに大きく、「威力業務妨害」などでは片付かないはずだ。わたしたちもまた、ささいな罪状を通過して、八一般的見地Vから脱出すべきではないだろうか。

「なぐらないとめざめない」と言った八Vの、とうとう敢らななげられたのに強笑えむ沈黙となり、いつのまにか「めざめさせる」ことができるようになるかも知れない。巻頭に掲げたブレヒトの時がいつ書かれたか知らないが、よくいつ無念さを除ませる表現行為がこわしたたちの未来は待ちうけているのである。(A)

註① 新潮社「世界詩人全集」第22巻 第四〇頁。長谷川四郎訳「ばくに墓石は必要ない」

註② 八自然非証法Vを八教授Vする湯浅教養部長はもとより、陣井四郎、小島輝正、さらには野口武彦、清水正徳たちも疑ってかかる必要がある。

註③ A広報22号V一七頁。なおA広報22号V一〇頁にも同文掲載。

註④ 八起訴状Vは「あんかあるわ」第22号(前号)にこみ拾遺参照)に掲載されており、北川達は八国家の思想Vがそこにあり、「ブルジョア独裁が、どのような公的仮面をかぶって明

確な目的と意志をもった八思想表現Vを敢てこうしているか、あるいは、八大学の自治(會授会の腐敗)Vがいかにブルジョア独裁の国家装置による暴力的な保護のもとにあるか、それらがここに写し出されている。」と書いている。

河

(4)

赤木真澄

夜の兵士たちを運ぶ列車がいま鉄橋を渡っていく。河れた夜の兵士は危うい草いきれを横ざりと呼吸しめつけられる無限の散弾兵であるあなただ。あなたがうたたねするとき死は肩を担いでうたう。舞いあがる鉄粉と吐きだされる蒸気がもつれあいゆるめながら散る空でなく、軋む鉄橋の隙間からこぼれおちる苦色の石ころにでもなく、崩れおちる鉄橋の業の明にむかって、胸ふるわせるあなたは奈落の歌をきいてしまった。やさしさの嘆きこぼれるあの丘を占領し、ひとすじの光に買かれた赤い肉体の戦艦を展開してきたあなたに、まよたの裏では痛恨の黒雲が乱れとび、さらにあなたの影をもとめる血のりのついたカルチが引裂かれていく。血の裏の快楽や惨劇を知らなかったはずはない。めまじりけるキーンモクセイの花びらにかこまれた八時Vががさかすかに立ちのぼりつつ、朝のぞめきの囁きかえるこの場所で、なにものかに押されて出ることの反吐のようなものはなにか。あなたがどこまでも追わたるにはなにか。あの快楽のあえぎをきくべきでなかつたというところで言うべきではなかつた。(つづく)

Meta

.....

処分説明書は、私に到達しうる文章表現としての最低限の生命力すら失っている。というのは、この文書は評議会が私の〈陳述〉に敗北したことの宣言ないし自己証明として、死体のように投げ出されたのであるから。

私たちの斗争過程の一頁一頁は、名付けがたいほどの痛さと広がりをもつて私たちの敵対者の真の姿を明らかにしてきたけれども、ここで、あらためて7, 31の審査^証説明書と10, 16の処分説明書のスキマから、私たちが引きずり出し、共有すべき問題点をいくつか記しておく。

① 二つの文書の関連は全く述べられていないし、述べるのが不可能にされている。審査説明書のままの表現で処分説明書を作成しえなかつた評議会は必ず、かき集めたこと、しかも、このようにゾマにかき集めたことによつて復讐されるだろう。

② 8, 21, 8, 31以降、10, 16まで、評議会がひたすら死の沈黙を続けたい意味を対象化していく必要がある。この沈黙の質は、大学斗争を圧殺してきた沈黙の質を縮約したものであり、またこれを逆にしたどりつつ私たちのまえに出現する表現をかき集めることもできる。

③ 審査説明書は、三つの構成をまがりなりにも持つていたけれども、処分説明書はそれすら、ローラーで押しつぶしたように平板化され、評議会が二次の事実性論の前に、いかにあわてふためいたかを示している。その結果がいわば二次の事実性への優越となつている。

④ 処分説明書は、文体、語法が硬直化しており、起訴状の調子に接近し、ある意味ではそれを超えるほどである。これは権力者たちの無意識的な重層性と世界(史)性を暗示しているように思われる。

⑤ 審査説明書に対する第一次の事実調整が、私や参考人の陳述をへたのちにも放置されたものが多く、むしろ増大している。いうまでもなくこれは陳述の議会を奪え、参考意見をきくという評議会の方針が、たんなるアリバイ作りにもたらしていることからもきている。

その他、さまざまな方向からの批判が可能であるけれどもそれは処分説明書を自らにあてられた文書であるとする全ての〈私〉によつて展開されるべき作業であり、この作業は、このような文書を成立させている現実の根拠そのものを粉砕していく斗争と同時にこなわなければならない。

1970, 10, 16

松 下 丹

身分説明書

(表示) この身分についての不詳申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても身分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

1. 身分者

官 職 神戸大学長事務取扱
氏 名 戸 田 義 郎

2. 被給分者

所属部課 神戸大学教養部
氏 名 (ふりがな) まつした 昌 昇
官 職 文部教官 語 師
等級および号稱 等級および号稱 教習級(一) 3等級5号稱

3. 処分の内容

処分発令日 処分効力発生日 処分説明書交付日
昭和45年10月16日 昭和45年10月16日 昭和45年10月16日
根拠法令 国家公務員法第92条 処分の種類および程度
第1号、第2号および第3号 免 職
処分事由との関係 国家公務員法第85条による承認の日
起算日 昭和45年5月23日 昭和45年10月14日

処分の理由

上記の者(以下「同人」といふ)は、次のよゝを行爲をした。

(1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する」と宣言して、昭和43年度第2課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業項目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(夜間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の出席を拒否した。また、同人は、昭和44年9月1日から開始さ

れた昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の報告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。

(2) 昭和44年12月8日付公文書をもつて教養部長事務取扱より同人に昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和44年度一般教育課程前期の授業担当を要求し、授業放棄が給与方法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポー卜採点する意思を表明し、また、昭和44年度一般教育課程前期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その旨、次のよゝを行爲をした。すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程前期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けることと宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの通告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業にかりわけ受講せしめることを余儀なくされた。

(3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもつて教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかつた。

(4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に、第1試験場(神戸市立御影工業高等学校)において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する言面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤去しなかつた。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場(兵庫県立神戸高等学校)付近において配付された上記はり紙と同旨の同人名のレポーも、同人が作成したものであつた。

(5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学者等の不正占拠状態を解除するため、昭和44年8月7日および翌8日にわたり、本学各学者等の不正占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学会館内への立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、再日にわたつて教養部学者内に滞留し

イ

て退去しなかつた。

(6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学会のB109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再三の教養部長等演説場よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、昭和45年2月28日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

(7) 同人は、昭和44年度一般教育課程前期授業開始1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の授業が行なわれるB109教室に入りこみ、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長等演説場等による退去招待にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び教室内に立入りつて教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。

(8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学会B401教室の入口付近に立ちこみ、同教室において行なわれる藤木忠人助教授を担当主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。

(9) 同人は、昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学会の正門およびB棟入口に於て、椅子等を持出して、バリケードを築いて同学会の一部を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らしめた。

(10) 同人は、昭和43年度一般教育課程後期期末試験第1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村 敏郎教授担当の英語の試験場(教養部学会L1教室)へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のため混乱していた萩野日博演説場担当の英語の試験場(教養部学会C401教室)に立入り、受験生の前で受験通告をせしめる文章を板書した。

(11) 同人は、昭和44年12月3日に、同人の処分を著する演説場の公開を要求して、一部の学生とともに会館中の教養部教授会の会館に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日も、同人は、一部の学生とともに、教養部長等演説場演説場予定座席の約1階席前から会館への通路に

立ちこんで教授会開催を阻害ならしめ、教養部長等演説場の退去命令にも応じなかつた。

(12) 同人は、昭和44年8月8日の本学学会の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学会内等下の理屈等にマツコフ・インコで落書きをしたが、同年11月8日に教養部学会L1教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマツコフ・インコで落書きをし、また、同年12月下旬から翌45年1月上旬にかけては、教養部学会の多数の教室の扉の全面に白ペンキで落書きを大々し、授業に支障を与えた。同年3月に教養部当局により得換箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかつた。

上記のとおり、同人は、本学教養部教員としての重要な職務を放棄し、本学および本学教養部の管理運営の決定をいし執行権限の命令に違背し、本学教養部の教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第98条第1項および第101条第1項の規定に違反するものである。よつて、国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。